

5 具体的な方策

前計画により取り組んだ方策とその成果を踏まえた上で、次に掲げる具体的な方策に取り組むことにより、歳入と歳出の両面からさらなる健全化を進めます。

(1) 歳入の確保

自主・自立的な財政運営を実現するために、あらゆる角度から自主財源の確保に努めます。

① 市税などの徴収率向上

歳入の確保及び公平性の確保の観点から、市税などの徴収率の向上を目指します。

- ・ 歳入の柱である市税の徴収率は、前計画の取り組み前の 96.3%（平成 12 年度）から 97.5%（平成 17 年度）へと 1.2 ポイント向上し、「平成 17 年度までに 1 ポイント向上させる」という前計画の目標を上回る徴収率を達成しました。今後も納期内納付を推進するとともに、早期催告や厳正な滞納処分に努め、さらに高い徴収率を目指します。
- ・ 市税電子申告システムの拡充を進め、納税者の利便性の向上と滞納の未然防止に努めます。
- ・ 国民健康保険料、住宅使用料などその他の歳入についても、引き続き、夜間催告や徴収強化期間の設定などにより、徴収率の向上に取り組みます。

② 税財源の拡充強化等

真の地方分権の実現を図るため、地方分権改革（第 2 期改革）の中で、さらなる税源移譲を国に働きかけるとともに、税源の涵養の方策についても検討を進めます。

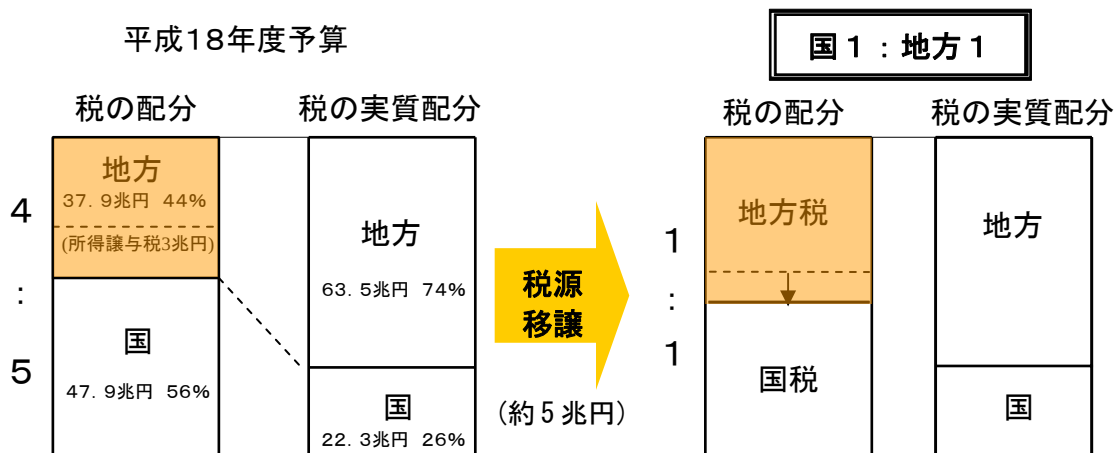
ア 地方税財源の拡充

国と地方の役割分担と大都市特有の財政需要の実態に対応した税源配分を実現するよう、本市独自にまた指定都市共同で国に強く働きかけ

ます。

- ・ 具体的には、現在、国・地方間における租税配分が 5 : 4 であるのに対して、実質配分では 1 : 3 と逆転しているため、国から地方へ消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の租税配分を当面 1 : 1 とするよう国に働きかけます。
- ・ 大都市は、圏域の中核都市として、大都市特有の財政需要を抱えているにもかかわらず、都市税源である法人所得課税、消費課税の市町村への配分割合が著しく低いため、大都市としての機能や特性を十分に発揮してその責務を果たしていくことができるよう、これらの税目の配分割合を拡充強化するよう国に働きかけます。
- ・ また、大都市は、国・道府県道の管理その他事務配分の特例により、道府県に代わってこれらの事務を行っているにもかかわらず、所要額が税制上措置されていないため、大都市特例税制を創設するよう国に働きかけます。

《現 状》 国・地方における租税の配分状況《当 面》



※国の当初予算、地方財政計画額

イ 税制の検討

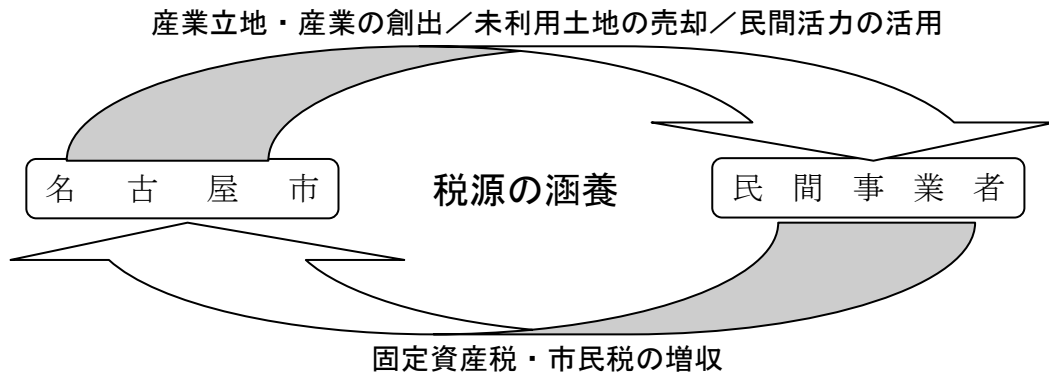
- ・ 納税者の信頼が得られる税制の構築のため、課税自主権の調査研究を行います。

ウ 税源の涵養

- ・ 産業立地の推進や新産業・新事業創出のための支援などにより、多

様な産業の集積や地域の強みを「発見・再生」するとともに雇用の拡大を図り、税収の増加につなげるよう努めます。

- ・ 本計画で進める未利用土地の売却・貸付や指定管理者制度の活用、民営化や民間委託など、民間活力の積極的な活用により、企業活動の創出・活性化を促し、税収の増加につなげるよう努めます。



③ 保有資産の有効活用

前計画の取り組みにより、未利用土地の売却を毎年実施し平成 17 年度までに、75 億円の財源を確保しました。ただ、土地などの資産の売却は収支不足の解消の方策として行ったものであり、その収入は一時的なものです。こうしたこれまでの取り組みを踏まえ、施設や土地などの不動産にととまらず、市の所有するさまざまな資産の有効活用を図り、自主財源の確保に努めます。

ア 資産の売却と活用

- ・ 未利用土地の売却を積極的に進めるとともに、施設の統廃合などにより活用可能な資産を生み出していきます。また、未・低利用資産以外の資産も含め、その活用拡大を図ります。
- ・ 特に、公用又は公共用の財産である行政財産については、貸付対象となりうるものの的確な把握を行い、貸付の拡大を図ります。

イ ネーミングライツの導入

- ・ 市の所有する施設などに会社名やブランド名を付与する権利（命名権：ネーミングライツ）を販売することにより、新たな自主財源を確保します。

ウ 広告収入の拡大

- ・ 市のホームページ上のバナー広告や封筒、印刷物等への広告などを募り、広告収入を確保します。また、広告掲載に関するガイドラインの作成や広告媒体情報の一元化など広告収入の確保に向けた取り組みを進めます。

④ 公平な負担の推進

前計画の取り組みにより、駐車場の原則有料化を図るとともに、文化・スポーツ施設などの公の施設については、施設の管理運営経費に対して利用者に応分の負担を求めることを基本理念として、平成 18 年度に使用料の改定を行いました。今後も公平な負担の観点から、手数料や徴収金などを対象とした見直しを進めます。

- ・ 手数料や徴収金などについては、国などで基準が定められているもの、本市が独自に定めているものなどさまざまですが、長期間見直しを行っていないものや国の基準や他都市と比較して負担水準に格差があるものなどを対象に、社会経済情勢の変化などを踏まえた見直しを行い、その解消を進めていきます。
- ・ 現在実施している各種の減免措置について、社会経済情勢の変化や他都市の水準などを踏まえ、真にやむを得ないものに限定するなどの見直しを行います。

(2) 歳出の見直し

名古屋が元気であり続けるため、さらに一層の選択と集中を進めます。これにより、限られた財源を有効に活用します。また、今後も中期的な収支見通しに基づく財源配分型の予算編成を、改善し、継続していきます。

① 行政評価制度の活用などによる事務事業の見直し

行政評価制度を活用し、前計画の取り組みにより、平成 17 年度までに全事務事業の 22.7%をシフトするとともに、4 年間に約 147 億円のコスト縮減を実現しました。また、事務事業の効率化については、I T（情報通信技術）の活用などにより経費の節減に努めてきました。今後もこれまでに以上に徹底した事務事業経費の節減努力を続けていきます。

- ・ 客観性を高める観点から、第三者による外部評価を継続して実施し、行政評価制度の活用による事務事業の見直しを進めます。
- ・ これまでの事務事業評価の課題に対応するため、施策の観点から事務事業を再点検するなど、評価手法を改善します。
- ・ 公共事業などを対象に、着手前の事業の必要性や事業手法などを評価する仕組みを検討し、導入を図ります。

行 政 評 価

行政評価とは、行政が行う施策や事業等について、「市民にとっての効果は何か」「当初期待したとおりの成果はあがっているか」という視点などから客観的に評価・検証を行い、より効果的・効率的な市政運営、市民の目線に立った、わかりやすい市政運営を目指すものです。

- ・ 他都市の水準や行政と民間の役割分担などを勘案したうえで、市単独のソフト事業の見直し・廃止を促進し、経常的な経費の圧縮を図ります。
- ・ I Tを活用して、インターネットによる申請・届出の受付の拡充などにより市民サービスの向上と事務の効率化を図ります。また、情報システムの開発にあたっては、引き続き、内部審査を実施するとともに、外

部の専門家によるコストや規模などの適正性についても検証を行います。

② 公の施設のあり方研究会の意見などを踏まえた施設の見直し

公の施設については、指定管理者制度の導入や民間委託の推進などを進めてきました。今後は、市が引き続き施設によるサービスを提供する必要性や、管理運営体制などについて検討し、施設の見直しを進めます。

- ・ 公の施設については、「公の施設のあり方研究会」の意見や行政評価の結果などを踏まえ、廃止、民営化などの施設のあり方や、指定管理者制度の導入などの管理運営体制のあり方について見直しを行います。
- ・ さらに、市が引き続きサービスを提供することとした施設であっても、「低コストで良質なサービスを提供する」という視点から、コスト縮減、利用率の向上、サービスの改善に取り組むことにより、効率的・効果的な施設運営を推進します。
- ・ また、公の施設以外の施設についても、行政評価の結果などを踏まえ、個々の施設の運営改善を推進するとともに、今後のあり方についても検討します。
- ・ 指定管理者との協定状況などを勘案したうえで、すべての施設を対象に、施設運営に係る経費全体の圧縮を図ります。

指定管理者制度

指定管理者とは、地方公共団体が公の施設の管理を行わせるために指定する法人その他の団体のことです。指定管理者制度は、平成 15 年 6 月の地方自治法改正により導入された制度で、市の出資法人のほかに民間事業者を含めた多様な団体が公の施設を管理運営することを可能とすることで、住民サービスの向上を図るとともに経費の削減等を図ることを目的としています。

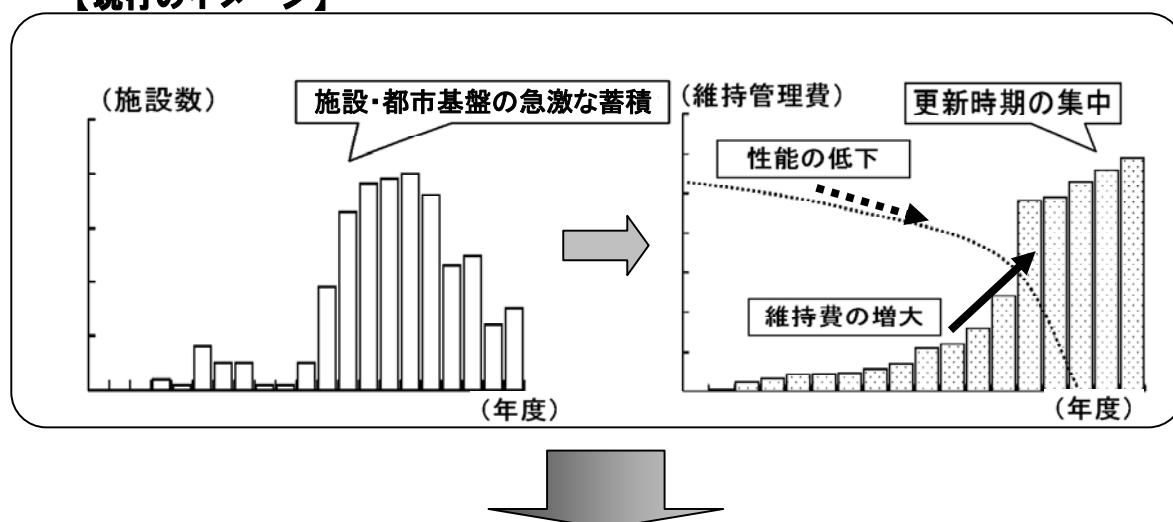
③ アセットマネジメントシステムによる施設の計画的管理

施設の見直しを行いつつ、今後も維持すべき施設の更新需要に的確に対応するため、長期的な視点に立った施設の整備計画の策定とともに、公共

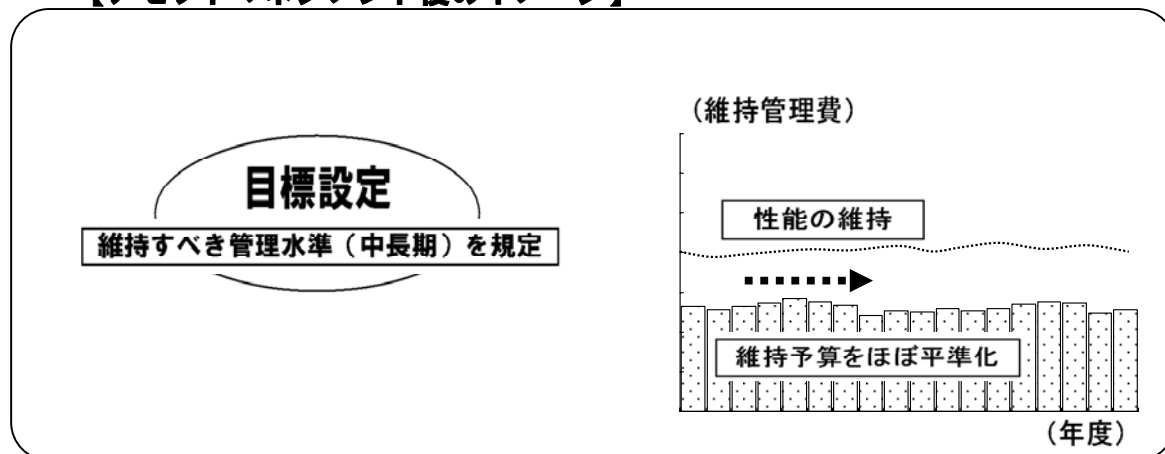
工事全体のコストの縮減と平準化を進めます。

- ・ 緊急度の高い施設から重点的かつ計画的に、改築や大規模修繕を進めていくとともに、本市が保有する施設（ストック）の現状を一元的に把握し、適正な水準を確保しつつ、投資的経費の抑制と平準化を実現していくため、市設建築物アセットマネジメント推進検討会（仮称）を設置し、アセットマネジメントシステムの導入を進めます。
- ・ また、道路、河川、公園などについては、市民生活・都市活動に不可欠な都市基盤として、高度成長期に急速に整備されました。それらについても、今後、老朽化や機能低下により一斉に更新時期を迎えることから、公共土木施設アセットマネジメント推進検討会（仮称）を設置し、建築物と同様にアセットマネジメントシステムの導入を進めます。

【現行のイメージ】



【アセットマネジメント後のイメージ】



アセットマネジメントシステム

建築物、道路、橋梁などの公共施設を資産(アセット)としてとらえ、財政的制約のもとで安全性・利便性・快適性等を確保し、資産全体の効用を最大化するための総合的かつ戦略的なマネジメント手法をいいます。

長期的視点から計画的に統廃合や維持・補修・更新を実施することで、大規模補修や更新が特定年次に集中することを回避し、投資の平準化を図ることが可能となります。

また、個々の公共施設については、適切な管理水準の維持や長寿命化を図ることで、公共施設の整備・維持・補修・更新にかかる費用を最小化することが可能となります。

- ・ また、工事の施工にあたっては、「名古屋市公共工事コスト縮減に関する新行動計画第2次実施計画」の推進により、使用材料や施工方法などを含め費用が最少となるような設計方法への見直しや民間の新技術の積極的な採用などを図り、工事に要するコストのさらなる縮減を進めます。加えて、計画期間後（平成21年度以降）の方針についても検討、対策を実施します。

④ PFI・ESCOなどによる民間活力の積極的な活用

平成15年3月に策定した「公的関与のあり方に関する点検指針」を行政評価に活用し、個別の事務事業の点検・検証、見直しを進めるとともに、「PFI」の導入も行いました。今後も多様な手法により、民間活力の積極的な活用を進めます。

- ・ 行政評価の結果を活用するなどして、事業の廃止、民営化を進めるとともに、民間とのコスト比較など費用対効果や行政責任の確保などを総合的に勘案し、事業効果を高めるものについて、民間委託を推進します。
- ・ 給与事務を中心とした内部管理事務について、内部事務管理センター（仮称）を設置し、事務の集約化と委託化を推進します。
- ・ PFIに加え、「ESCO」を導入するとともに、「市場化テスト」の調査・研究を進め、その導入方針を決定します。
- ・ また、市民やNPO（民間非営利組織）、地域社会の一員である企業

などの活力を本市の事業や社会貢献活動につなげていくよう努めます。

多様な手法による民間活力の活用

公共サービスについては、民営化・民間委託化・PFI・ESCO・市場化テストなど様々な手法を活用し、低廉で良質なサービスの提供や財政支出の平準化などを図るため、官民のパートナーシップにより民間開放を進めていく必要があります。

PFI (Private Finance Initiative) とは、公共施設などの建設、維持管理、運営を民間の資金や知識・知恵及び技術的能力を活用して行う手法です。

ESCO (Energy Service Company) 事業とは、事業者が省エネルギーに関する技術、設備、人材、資金などの包括的なサービスを提供し、その顧客の省エネルギーのメリットの一部を報酬として享受する事業です。

市場化テストとは、これまで国や地方自治体が自ら行うこととされてきた公共サービスについて、競争原理を導入し、入札により、質と価格の両面がもっとも優れたものがそのサービスの担い手となる制度です。

⑤ 計画的な定員管理と給与などの抑制

定員については、これまでも「定員管理計画」(平成 14～17 年度)を策定し、市長部局等で 1,000 人、企業局で 1,300 人、派遣職員で 242 人を純減しました。今後も計画的な定員管理と給与などの抑制を進め、人件費総額の圧縮に努めます。

ア 計画的な定員管理

- ・ 定員の見直しを進める一方、必要度、重要度のより高い事務事業に職員を重点的に配置するなど積極的なシフトを図り、市立大学の公立大学法人化(平成 18 年度)による見直しのほか、平成 18 年度から平成 22 年度までに、予算定員については、市長部局等で 800 人以上、公営企業で 456 人以上、派遣職員については、300 人以上純減します。
- ・ 団塊の世代の大量退職に合わせ、再任用職員制度を積極的に活用します。また、任期付職員制度の活用など多様な雇用形態を検討します。

イ 給与などの抑制

- ・ 管理職職員を対象とした給料の削減について、一定の期間、引き続き実施します。

- ・ 給料の調整額、諸手当や福利厚生費など、引き続き市民の理解と納得が得られる内容となるよう、必要な見直しを実施します。

⑥ 公営企業会計など他会計への財政支出の抑制

市民サービスの維持・向上に留意しつつ、公営企業における経営健全化を促進してきました。今後も、公営企業などにおける経営改善のための取り組みを促進し、財政支出の抑制に努めます。

- ・ 公営企業の経営健全化、効率化などを促進し、財政支出の抑制を図ります。
- ・ 独立採算を前提とした事業会計についても、事業の効率化を促進するとともに、国の基準や他都市との比較により、負担水準に格差があるものなどを対象に見直しを行い、繰出金の圧縮を図ります。

⑦ 外郭団体の効率的な運営

市が一定以上出資したり、職員を派遣したりしている市政運営と関わりの深い外郭団体について、平成 14 年 12 月に策定した「外郭団体改革実行プラン」に基づき、人的支援については、派遣職員の 222 人の削減、財政支出（経常的な委託料や補助金）では 49 億円の削減を実施しました。今後も、外郭団体における経営改善の取り組みを促進し、財政支出の抑制に努めます。

- ・ 外郭団体の自主性・自立性を尊重しつつ、公益性の確保、経営基盤の強化、また、本市との連携、民間との競合などを視野に入れ、事業内容や人的支援など本市関与のあり方を見直し、財政支出の抑制に努めます。
- ・ 外郭団体が自ら策定する経営改善計画に基づき、積極的に改革・改善に取り組み、健全で自主的・自立的な経営基盤を確立するための取り組みの指導や必要に応じた支援を行います。
- ・ さらに、公益法人制度改革など社会経済情勢の変化や外郭団体経営評価委員の助言・提案も考慮し、団体・事業の統廃合を推進します。

（３）資産と債務の適正な管理

これまでの公会計システムでは、資産（公共施設などの財産）と債務（市債現在高）の関係がわかりにくいものとなっています。

また、前計画の取り組みにより、継続的に投資的経費の圧縮を行ってきたため、通常在市債の現在高は減少していますが、減税や地方交付税が振り替えられた特例的な市債（臨時財政対策債など）に加え、財源対策としての市債（財政健全化債）の発行に頼ってきたため、これらの市債の現在高は増加しています。

今後は、わかりやすい公会計システムの整備を目指すとともに、引き続き資産と債務の適正な管理に努めます。

① 新たな公会計制度の導入

- ・ 資産と債務の適正な管理を実現するため、現在作成している「貸借対照表」、費用・収益の取引高を明らかにするための「行政コスト計算書」に加え、総務省の「新地方公会計制度研究会」において提言されている新たな公会計制度の確立に向け、会計期間中の純資産の変動を明らかにするための「純資産変動計算書」や「資金収支計算書」などの検討を進めます。

② 特例的な市債・財源対策としての市債の発行抑制

- ・ 投資的経費の抑制を続ける中で、施設の更新などについて通常市債を活用することは「世代間の負担の公平」を図る観点から必要です。一方、特例的な市債や財源対策として発行する市債については、将来世代への負担の先送りにつながりかねないため抑制が必要です。

今後は、「行政改革推進債」に頼らない財政運営を目指します。

また、市債の発行には十分留意しながら、市債の歳入に占める割合（公債依存度）の圧縮と市債現在高の圧縮を目指します。

③ 効率的な資金調達

- ・ 今後、金利の上昇が見込まれる中、市債の支払利子を抑制するため、金利情勢などを的確に捉えるための情報収集に努めるとともに、金融機関や投資家向けの情報提供（ＩＲ活動）を積極的に行ったうえで、自己責任において、発行条件の交渉・決定をするなど、より自立的かつ効率的な資金調達に努めます。

(4) 財政に関する情報の提供と市民ニーズの把握による計画の推進

前計画の策定にあたっては、「名古屋市の財政状況と財政健全化に向けて」という冊子を作成し、市民の方々から意見や提案を募集し、その意見・提案を反映しながら進めました。

また、計画の達成状況を明らかにするため、「名古屋市の財政事情」を発行するとともに、本市の財政状況を家計に例えてわかりやすくまとめた「なごやしの台所事情」というリーフレットを作成してPRに努めました。今後も財政に関する情報の充実に努めるとともに、市民の皆様からの意見・提案を的確に反映しながら計画を推進していきます。

- ・ 本市の財政状況などについては、今後とも、「わかりやすさ」に重点を置きながら、ホームページを活用するなど、最新の情報を提供し説明責任の向上に努めます。
- ・ 市民の皆様からの財政状況に関する意見・提案については、ホームページなどを通じて随時受付できる体制を継続していきます。